

大阪府立東大阪支援学校 学校協議会 実施要項

(設置)

第1条 大阪府立学校条例第十二条第1項の規定により、大阪府立東大阪支援学校に学校協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(趣旨及び目的)

第2条 協議会は、保護者や地域住民の意向を把握し、学校運営に反映させることにより、開かれた学校づくりを進めるために設置する。

また、協議会は、保護者や地域住民等が参加して、多様な視点から意見交換、提言を行うことにより、保護者や地域住民の学校に対する理解と信頼を深めるとともに、学校運営の改善に資することを目的とする。

(職 務)

第3条 協議会は次の事項について協議を行い、校長に意見を述べる。

- (1) 学校経営全般に関すること
- (2) 学校教育自己診断等、その診断結果に基づく学校運営の改善の方策等に関すること
- (3) 教員の授業その他の教育活動に係る保護者からの意見の調査審議に関すること
- (4) その他、前項の趣旨を実現するために必要なこと

(組 織)

第4条 協議会は、学校教育に対する理解と識見のある保護者や地域の住民、その他の関係者、学識経験者等、広く学校外の人材から協議会の委員（以下「委員」という。）をもって構成する。
大阪府教育委員会が任命する。

2 委員は原則6人とする。

(任期等)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、別に最長年限を定める。

- 2 特別の事情がある場合、任期途中で委員を辞任することができる。
- 3 委員の任期中に欠員が生じた場合、委員を補充する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の運営等)

第6条 委員の中から会長を互選する。

- 2 会長は協議会を召集する。
- 3 会長は協議議題について、意見交換や提言を行う。
- 4 校長は、協議事項について説明し、必要に応じて意見を述べる。
- 5 協議会は必要に応じ、委員以外から意見を聴取することができる。
- 6 校長は、協議会で出された意見や提言について校内で検討し、その結果を協議会に説明する。

- 7 学校は、協議事項や協議会で出された意見・提言について、保護者や地域社会に広く情報提供を行う。
- 8 協議会は、少なくとも各学期に1回以上開催する。
- 9 協議会は、原則として公開とする。ただし、学校運営への支障やプライバシー侵害の恐れがある場合は、非公開とすることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、協議会において知り得たことについて、委員在任中だけでなく退任後も守秘義務を負う。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を本校に置き、協議会に関する庶務を行う。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成24年12月12日から施行する。

<事務局について>

メンバー

校長、教頭、事務長、首席、指導主事、部主事および部代表（4名）、リーディングスタッフ（2名）、学部委員（4名）とし、必要に応じて、関係職員等の出席を要請する。

事務局の役割

- ・ 地域代表の有識者、保護者代表等、協議会のメンバーの候補者を選任する。
- ・ 学期に1回以上の協議会の日程を計画する。
- ・ 協議会の準備、記録、まとめを行う。
- ・ 職員会議等において、協議内容等を報告する。
- ・ 学校ホームページへの掲載をする。
- ・ 学校自己診断アンケートの保護者への配布、回収、集計をする。